

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年2月17日

横浜市契約事務受任者
教育次長 小椋 歩

- 1 契約の概要
給食室内水栓修繕
- 2 履行(納品)場所
青葉区市ケ尾町1632-1 市ケ尾小学校
- 3 契約日
令和3年11月29日
- 4 履行日又は履行期間
令和3年11月29日
- 5 契約金額
14,476円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市青葉区市ケ尾町1797
株式会社水野商会
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
市ケ尾小学校給食室内水栓の1ヶ所において、水が止まらなくなりました。本校技術員が対応して経年劣化した部品を特定したものの止水は難しく、かなりの水量が流出してしまう状況であったため、緊急修繕を依頼しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿に登録があり、近隣のため迅速な対応ができることから選定しました。
- 9 所管課
市ケ尾小学校